

奈良県告示第百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和六年七月二十六日

奈良県知事 山下 真

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
青木 将人	なごみ鍼灸整骨院 大和郡山市筒井町九四三ー一 グランシヤリオ一〇六号	(名称) なごみ鍼灸整骨院	(名称) なごみ整骨院	令和六年六月一日
坂口 敦英	さかぐち整骨院 橿原市新賀町二三四ー一 サンリブ五号館D	(所在地) 橿原市上品寺町五二二番地 カトルセゾン一階	(所在地) 橿原市新賀町二三四ー一 サンリブ五号館D	令和六年六月十一日